

令和元年 清里町農業委員会第11回議事録

清里町農業委員会第11回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 令和元年11月28日(木)

2. 開催場所 清里町役場3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 13時30分

◆ 閉会時刻 14時30分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
1	柳谷克彦	8	河西富士夫
2	新井大介	9	山本敏夫
3	佐藤均	10	五味定信
4	青野徹	11	岡本勝弘
5	—	12	安田貴史
6	太田智美	13	寺島和男
7	輿水薫	14	森本宏

5. 欠席委員は、次のとおりである。

無し

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	河合 雄司	事務局次長	小林 正明

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件名
議案第 35 号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第 36 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
議案第 37 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 38 号	農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて

議事内容記録

議長

(あいさつ)

ただいまの出席委員数は、13名です。

ただいまから、令和元年第11回農業委員会総会を開催します。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いましたがご異議ありますか。

全員

(ありません)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第30条第2項の規定により

12番 安田委員、13番 寺島委員を指名します。

日程第3、会長諸報告を行います。事務局より報告願います。

局長

会長諸報告です。

1. 令和元年度地区別農業委員等研修会です。日時は令和元年11月19日午後1時30分より実施しております。場所につきましては、北見市 端野町公民館。出席者といたしましては、森本会長ほか11名・事務局が出席でございます。内容といたしましては、農業委員の改選に向けて・2000万円特別控除についてなどでございます。

2. 農業振興計画策定委員会です。日時は令和元年11月21日午前10時より実施しております。場所は役場3階各種委員会室でございます。出席者といたしましては寺島代理がご出席されております。内容といたしましては、計画案最終協議でございます。修正がございましたので、現在産業振興グループの方で修正を行っております。

3. 清里町農業青年交流会（農業担い手育成協議会事業）です。日時は令和元年11月23日午後3時よりボーリング交流、午後5時30分より夕食交流会を実施しております。場所は札幌市。出席者といたしましては清里町農業青年5名、女性参加者4名（札幌市近郊）、引率者として寺島代理と五味委員および事務局より2名が出席しております。結果といたしましては、3組のカップリングがなされたところでございます。

4. 清里町総合開発審議会です。日時は令和元年11月27日午後6時00分より実施しております。場所につきましては、町民会館 交流ホール。出席者といたしましては、森本会長が出席でございます。内容といたしましては、清里町第6次総合計画策定についてでございます。

以上です。

議長

これで会長諸報告を終わります。

日程第4、議案第35号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。1番について調査委員の新井委員に説明を求めます。

2番（新井委員）

2番 1番について説明いたします。

本件は、令和元年10月30日に申し出があり、右記載の調査委員、事務局立会のもと現地調査を開催しております。

申請人は、

●●●、土地所有者の●●●さんより委任を受けて申請されております。

土地の所在は青葉●●●、他2筆。

台帳面積の合計は20,678.00㎡で地目は公簿、現況ともに原野という状況です。
(図面参照)

変更後の利用目的は太陽光発電設備の設置であり、調査委員の意見としましては、本申請地においては、令和元年9月26日開催の農業委員会総会において、現況非農地と判定された土地であり、農用地区域からの除外は適当であると考えております。

審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第35号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

(挙手)

議長

挙手全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第36号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。1番について調査委員の安田委員に説明を求めます。

12番（安田委員）

12番 1番について説明いたします。

本件は、令和元年11月7日に申し出があり、11月18日に申請人、右記載の調整委員、事務局にて、内容調査会議を開催しております。

申請人のうち

貸主は、●●●さんであります。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は上斜里●●●、他2筆。

地目は公簿、現況ともに畑です。台帳面積の合計は48,320.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権

借賃は10a 当り13,000円で、台帳面積48,320.00㎡により

年額628,000円です。

権利の期間は、

令和元年11月29日から、令和11年11月28日までの、10年間で

当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては

本申請は、●●●さんの経営移譲による新規の利用権の設定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件のすべてを満たすと考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第36号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。1番について調査委員の五味委員に説明を求めます。

10番（五味委員） 10番 1番について説明いたします。

本件は、令和元年10月21日に申し出があり、11月18日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人のうち

貸主は、●●●さんであります。

借主は、●●●さんであります。

なお貸主である、●●●さんは、農業委員に委任され欠席でした。

土地の所在は上斜里●●●、1筆。

地目は公簿、現況ともに畑、台帳面積の合計は49,396.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権

借賃は10a当り12,000円で、台帳面積49,257.00㎡により年額591,000円です。

権利の期間は、

令和元年11月29日から、令和11年11月28日までの、10年間で

当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり

借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、

今後も安定した農業経営が望まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も

満たしていることから、本調整については適切と考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

関連がありますので、2番から6番について調査委員の青野委員に一括して説明を求めます。

4番（青野委員）

4番 2番から6番について説明いたします。

4番（青野委員）

本件は、令和元年10月15日に申し出があり、11月25日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人のうち2番から6番までの

貸主は、●●●さんであります。

2番についてご説明いたします。

2番の借主は、●●●さんであります。

土地の所在は江南●●●、1筆。

地目は公簿、現況ともに畑、台帳面積の合計は28,585.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権

借賃は10a当り8,500円で、実測面積24,353.00㎡により年額207,000円です。

続いて3番についてご説明いたします。

3番の借主は、●●●さんであります。

土地の所在は江南●●●、1筆。

地目は公簿、現況ともに畑、台帳面積の合計は15,478.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権

借賃は10a当り8,500円で、実測面積12,943.00㎡により年額110,000円です。

続いて4番についてご説明いたします。
4番の借主は、●●●さんであります。

土地の所在は江南●●●、1筆。
地目は公簿, 現況ともに畑、台帳面積の合計は23,800.00㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権
借賃は10 a 当り8,500円で、実測面積21,091.00㎡により年額179,200円です。

続いて5番についてご説明いたします。
5番の借主は、●●●さんであります。

土地の所在は江南●●●、他1筆。
地目は公簿, 現況ともに畑、台帳面積の合計は28,337.00㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権
借賃は10 a 当り④が8,000円、⑥が8,500円で、実測面積の合計25,638.00㎡により年額213,100円です。

続いて6番についてご説明いたします。
6番の借主は、●●●さんであります。

土地の所在は江南●●●、1筆。地目は公簿, 現況ともに畑、台帳面積の合計は31,321.00㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権
借賃は10 a 当り8,000円で、実測面積27,995.00㎡により年額223,900円です。

2番から6番までの権利の期間は、
令和元年11月29日から、令和6年11月28日までの、5年間で
当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり
全ての借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、
今後も安定した農業経営が望まれます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も
満たしていることから、本調整については適切と考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑(異議)なし

議長 関連がありますので、7番、8番について調査委員の新井委員に一括して説明を求めます。

2番（新井
委員）

2番 7番、8番について説明いたします。本件は北海道農業公社による農地保有合理化事業により 白戸珠美さん所有地を平成29年1月に買入が行われ、5年間の賃貸借契約を締結しておりましたが、本年度、借受人の早期買取り要望により売渡しするものです。

7番についてご説明いたします。

申請人は、

譲渡人 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社

譲受人 ●●●さんです。

土地の所在は 青葉●●● 他1筆、地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は、39,450.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は令和元年11月29日
対価は、5,090,000円
支払時期は、令和元年12月26日です。

8番についてご説明いたします。

申請人は、

譲渡人 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社

譲受人 ●●●さんです。

土地の所在は 青葉●●● 1筆、地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は、39,064.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は令和元年11月29日
対価は、7,110,000円
支払時期は、令和元年12月26日です。

両案件の譲受人については農業者としての資質、経験を十分備えており、
今後も安定した農業経営が望めます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積による
適格要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。

以上、審議について宜しくお願いします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

9番の案件ですが、山本委員につきましては、当事者となりますので、一時退席願います。
9番について調査委員の岡本委員に説明を求めます。

11番（岡本
委員）

11番 9番についてご説明いたします。

本件は北海道農業公社による農地保有合理化事業により ●●●さん所有地を平成25年3月に買入が行われ、10年間の賃貸借契約を締結しておりましたが、本年度、借受人の早期買取り要望により売渡するものです。

申請人は、
譲渡人 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人 北海道農業公社
譲受人 ●●●さんです。
土地の所在は 向陽●●● 1筆、
地目は、公簿、現況ともに畑で、
台帳面積の合計は、23,605.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は令和元年11月29日
対価は、7,770,000円
支払時期は、令和2年1月28日です。

譲受人については農業者としての資質、経験を十分備えており、
今後も安定した農業経営が望まれます。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積による
適格要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。

以上、審議について宜しく申し上げます。
これから質疑を行います。

議長

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第37号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第38号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについてを議題とします。事務局に説明を求めます。

次長（小林）

議案第38号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについてご説明いたします。

農地利用最適化推進委員について、清里町は、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号及び同法施行令第7条第1項各号に規定する基準に該当する市町村であるため、委嘱しないことの同意を求めるものでございます。（資料参照）

以上、審議について宜しく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第38号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり決定されました。

本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

上記議事録は事務局長 河合 雄司 の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和元年12月10日

会 長 森 本 宏

署名委員 安 田 貴 史

署名委員 寺 島 和 男